平成 1 5 年度先導的留学生交流プログラム支援制度募集要項 Advanced Student Exchange Pilot Project Support Program

文部科学省は、平成15年度において、先導的留学生交流プログラム支援制度による支援プログラムを下記により募集する。

記

1 目的

この制度は、今後の新たな留学生交流の形態となりうる先導的な留学生交流プログラムにより我が国から外国の大学に派遣される学生に係る経費の一部を支援することにより、我が国の大学における国際的に活躍できる人材の育成に寄与するとともに、我が国の大学が国際競争力を備え、国内外の知的ネットワークを構築し、大学の教育・研究の質的充実及び向上の達成に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この要項において「先導的留学生交流プログラム」とは、我が国の複数の大学が、 学生交流を目的として、連合体(以下「コンソーシアム」という。)を形成し、同じ くコンソーシアムを形成した外国の大学と大学コンソーシアム間交流協定を取り交 わし行う学生交流プログラムをいう。
- (2) この要項において「派遣交流留学生」とは、先導的留学生交流プログラムにより、 我が国の大学から外国の大学に派遣される学生をいう。
 - (注)ただし、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により滞在する外国人留学生を除く。

3 支援内容

(1) 支援期間

支援期間は、原則として、3年間以内とする。

ただし、予算により、支援内容が変更される場合がある。

- (注)毎年度、実施報告書の提出を求める。実施状況等によっては、支援を中止する場合もある。
- (2) 派遣交流留学生給付金

派遣交流留学生に対し、派遣交流留学生給付金月額100,00円を給付する。 給付期間は、先導的留学生交流プログラムで定められている留学期間とし、3ヶ月 以上1年以内とする。

(3) 旅費

原則として、派遣交流留学生の所属大学の最寄りの国際空港から受入れ大学の最寄りの国際空港までの間の下級往復航空運賃を支給する。

4 支援プログラム数

1プログラム(年間派遣交流留学生数:12か月派遣の場合、30名を限度とする)

- 5 先導的留学生交流プログラムの要件
- (1) 我が国の大学が3大学以上で形成するコンソーシアムと同じく外国の大学が3大学 以上で形成するコンソーシアムによるプログラムであること。
- (2) 正式な大学コンソーシアム間交流協定を締結し、実施するプログラムであること。
- (3) 学部レベル、修士レベル又は博士レベルの学生を対象とするプログラムであること。
- (4) 学生相互交流プログラムであり、コンソーシアム間の交流する学生数及び留学期間 の均衡がとれるプログラムであること。
- (5) 当該プログラムに参加する派遣交流留学生は、我が国の所属大学に授業料等を納入し、外国の受入れ大学において授業料等の納入を必要としないことが定められているプログラムであること。
- (6) 当該プログラムに参加する学生の資格要件及び選考するときの選考基準・方法等は、

当該プログラムに参加する我が国及び外国の大学の間で、共通に定められているプログラムであること。

- (7) 当該プログラムに参加する学生の受入れ大学における修学成果は、所属大学において、認定されるものとし、当該プログラム参加大学間で、共通の認定方式を定めているプログラムであること。
- (8) 各コンソーシアムにおいて、事務を総括する代表大学が定められているプログラムであること。

6 申請手続

本制度に基づき、申請を行う場合は、我が国のコンソーシアムの代表大学の長が、他のコンソーシアム参加大学と調整の上、次の事項について、書類を作成し、提出するものとする。様式は任意とするが、A4用紙で作成すること。

(1) 先導的留学生交流プログラム概要

当該プログラムの実施意義・目的・目標

当該プログラムの代表大学及び参加大学

当該プログラムの専攻・対象分野

当該プログラムの対象となる学生(学部レベル・修士レベル・博士レベル)

カリキュラム内容(使用言語・開講予定講義・時間数・単位数・シラバス等)

当該プログラム参加大学における当該プログラムの管理・責任体制

当該プログラムに関する大学コンソーシアム間学生交流協定書(写し)

当該プログラムによる学生交流の実施方法

当該プログラムに参加する学生の資格要件・選考基準・方法

当該プログラムにより交流する学生数(今後3年間の年間交流人数)

当該プログラムの年間スケジュール (学生募集時期・開始時期・留学期間等)

大学コンソーシアム間で、当該プログラムに参加する学生に対し、受入れ大学での

授業料等の二重納入を必要としないことが取り決められた合意文書(写し)

当該プログラムによる修学単位認定方式

(2)事務連絡体制

当該プログラム担当事務実施体制

外国の参加大学との対応及び学生への指導・支援に関する事務窓口について、担 当部局名・担当者を明記し、実施体制のフローチャートを添付すること。

派遣交流留学生給付金

派遣交流留学生の給付については、代表大学を通じて行うので、在籍確認、支払い方法、受領確認について、代表大学及びその他の参加大学の役割も含めたフローチャートを添付すること。

旅費支給連絡窓口

旅費支給の連絡については、代表大学を通じて行うので、旅費支給に当たっての 代表大学の連絡窓口(部局名・担当者名)を明記すること。

(3)実施計画

大学コンソーシアム間打合せ日程

当該プログラム実施中、実施後の点検・評価計画

(4)参加大学概要

実際に、当該プログラムに参加する学部・学科・研究科・専攻科等を明確にし、その概要を添付すること。

外国の参加大学については、所在国・都市及びその国の高等教育機関であることを 説明すること。

(5) 当該プログラム主要関係者名簿

責任者を明確にすること。ただし、責任者は、各参加大学において、当該プログラ

ムの管理・責任を調整できる役職にある者とする。

- 7 申請にかかる注意事項
- (1)派遣交流留学生給付金の給付及び旅費支給に係る連絡については、代表大学を通じて行うので、コンソーシアムの代表大学を定める場合は留意すること。
- (2)6(1) 、 及び については、当該プログラム参加大学間において、合意されているものであること。このことについては、 大学コンソーシアム間協定書において、取り決められていることが望ましい。 において、取り決められていない場合は、合意がなされていることを証明する文書(責任者の署名入り)を添付すること。
- (3)6(3)について、外国の参加大学の資料を添付する際は、日本語に訳されたものとする。
- 8 提出期限

平成15年5月30日(金)

9 選考日程

採択については、平成15年6月末までに、申請のあったコンソーシアムの代表大学の長あてに通知する。

- 10 注意事項その他
- (1) 本制度により支援される派遣交流留学生に対し、各自で事前に留学等に関する情報 収集に努めるよう指導すること。なお、留学に関する情報収集の手段としては、公 的な留学情報機関である「財団法人日本国際教育協会留学情報センター」や、海外 でのトラブル防止に役立つ世界各国の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を 提供している外務省の「海外安全相談センター」の情報提供サービス等の利用が可 能である。

[参考]

財団法人日本国際教育協会留学情報センター

〒135-8630 東京都江東区青海2-79 東京国際交流館内

TEL 03-5520-6131(音声・FAX情報案内サービス)

ホームページ http://www.aiej.or.jp

財団法人日本国際教育協会留学情報センター神戸サテライト

〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8

TEL 078-242-1742(音声・FAX情報案内サービス)

海外安全相談センター(外務省領事移住部法人保護課)

TEL 03-3580-3311(代表:内線2903)

FAX サービス 03-3584-3300

ホームページ http://www.pubanzen.mofa.go.jp/

- (2) 留学先の国の状況から安全な留学が困難と認められる場合には、留学を見合わせ、または中止する場合がある。
- (3) 代表大学の長は、支援を受けた当該年度末までに、実施報告書を提出しなければならない。
- 11 関係書類提出先及び照会先

文部科学省高等教育局留学生課短期・海外留学係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(内線3028)

FAX 03-3592-1305

(注)本制度にかかる照会等については、申請を行う代表大学の事務担当者より問い 合わせること。学生、教官及び外国の機関からの問い合わせについては、一切 回答しないので、注意すること。